（公印省略）

観企第１２６８号

令和２年１１月２０日

各旅行業者等 代表者　様

兵庫県産業労働部観光局観光企画課長

団体ツアー実施における感染防止対策の徹底について

　標題のことについて、観光庁参事官（旅行振興）からGo Toトラベル事業について別添のとおり通知が発出されたことを踏まえ、兵庫県内での当事業の取扱いは下記のとおりといたします。各旅行業者におかれましては、本通知をご確認いただき、今後とも適正な業務遂行をお願いいたします。

記

（１）Go Toトラベル事業を利用する団体ツアーにおいてバス内での食事は禁止していただき、ツアー参加者にも周知を行うこと。

【対応時期】速やかに対応

（２）Go Toトラベル事業を利用する団体ツアーにおける飲食は、参考資料「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（抜粋）」記載のGo To Eat事業の条件を満たすものに限ること。

　 　 主催ツアーの飲食時には、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「４人以下の単位」に分けるといった措置をとるとともに、ツアー参加者にも周知していただくこと。

【対応時期】11月21日（土）以降速やかに対応

〔連絡先担当者〕

企画調査班　梅本

TEL：078-362-9159　FAX：078-362-4275